

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和七年三月二十七日

|         |       |
|---------|-------|
| 広島県監査委員 | 小林秀矩  |
| 同       | 山下智之  |
| 同       | 門前智智  |
| 同       | 三田利江子 |